

発福第 1010 号

令和元年 8 月 29 日

社会福祉法人 わかば福祉会
理事長 牧原 公夫 様

倉吉市長 石田 耕太郎

改善勧告

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 4 項の規定に基づき令和元年 7 月 12 日付けで行った貴法人に対する改善勧告に対し、令和元年 8 月 2 日付けで提出された改善報告の内容が不十分であったため、次のとおり再度勧告します。

については、所要の措置を講ずるとともに、その内容について遅滞のないよう報告してください。

記

1 勧告内容

- ① 過去の理事会及び評議員会の開催状況及び勧告に至った経緯について、役員及び評議員に対しどのような説明がなされたのか、具体的内容を議事録に記載すること。
- ② 改善勧告に記載した事象に対して、原因を究明した上で個別の再発防止策を講じ、より具体的に改善報告書に記載すること。
- ③ ②により講じた再発防止策については、議事録作成当時の役員（理事・監事）に説明し、書面で承認を得ること。
- ④ 承認を得ることができない当時の役員に対しても、過去の理事会及び評議員会の開催状況及び具体的な再発防止策を説明し、確認を得た上で、それを証する書類を提出すること。
- ⑤ その他指摘事項についても、生じた原因を明らかにし、具体的な再発防止策を講ずること。
- ⑥ ①から⑤について、漏れなくすべて履行すること。

2 報告期限 令和元年 10 月 10 日（木）

※期限までに履行できない項目がある場合は、事前にご相談ください。